

五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、五島列島ジオパーク構想ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、ロゴマークの使用により五島列島ジオパーク構想の普及啓発を図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマークの図柄、色指定は別図に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、五島列島ジオパーク推進協議会（以下、推進協議会という。）に帰属するものとする。

(使用対象者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に定めた手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 五島列島ジオパーク構想の趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用しておそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) その他、推進協議会会長（以下、「会長」という。）がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用については、無料とする。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ「五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用するとき。
 - (2) 推進協議会に属する団体又は個人が五島列島ジオパーク構想の普及の目的で使用する場合
 - (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
 - (4) その他推進協議会が特に認める団体
- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用許可・不許可通知書（様式第2号）により使用希望者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

看板など長期間同じ場所に設置すると見込まれるもので、かつ営利目的でないものへのロゴマークの使用は使用期間を定めないが、設置場所やデザイン等当初の申請内容から変更が乗じた場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第8条 ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）はロゴマークを使用したものが完成した場合は、ただちに推進協議会へ完成品を一部提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の順守事項)

第9条 使用者は次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) ロゴマークの一部のみの使用、変形（縦横比率が等しい拡大又は縮小を除く。）色合いの変更（白黒で使用する場合を除く。）及び他の図形や文字と重ねての使用はしてはならない。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 使用者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用変更許可申請書（様式第3号）」を会長

に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用内容変更許可・不許可通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（使用者の責任）

- 第11条 ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとし、推進協議会はその責を負わない。

（使用の禁止）

- 第12条 使用承認後に、この規程に反する事実が判明したときは、使用を禁止することとし、使用者に損害が生じても推進協議会はその責を負わない。

（補則）

- 第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年9月14日から施行する。

別図



五島列島ジオパーク構想

GOTO Islands GEOPARK Plan



五島列島ジオパーク構想¹⁰
GOTO Islands GEOPARK Plan 11

	プロセスカラー	特色DIC No.
1	M92	DIC92
2	M14Y100	DIC125
3	C100M33	DIC182
4	C55Y100	DIC171
5	C67M22	DIC69
6	C52M7	DIC2174
7	C45	DIC2181
8	C100Y90	DIC215
9	C20	DIC2169
10	C100Y50K60	DIC2361
11	K80	DIC525



五島列島ジオパーク構想
GOTO Islands GEOPARK Plan

	グレースケール
1	K60.3
2	K23.2
3	K49.4
4	K27.5
5	K33
6	K19.7
7	K13.5
8	K45
9	K6
10	K100
11	K80

様式第1号（第6条関係）

五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

五島列島ジオパーク推進協議会会長（あて）

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 ⑩
電話番号（ ）

五島列島ジオパーク構想ロゴマークを使用したいので、使用規程第6条第1項の規定により申請します。

使用目的		1 営利を目的とする 2 営利を目的としない
使用方法		
使用期間	年 月 日 から	年 月 日まで
使用場所 (使用箇所等)		
添付書類		

様式第2号（第6条関係）

五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用許可・不許可通知書

第 号

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった五島列島ジオパーク構想ロゴマークの使用について、使用規程第6条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

五島列島ジオパーク推進協議会
会長 野口市太郎

記

使用の許可	許可 ・ 不許可	
許可番号	第 号	
使用目的		1 営利を目的とする 2 営利を目的としない
使用方法		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
使用場所		
不許可の場合 の理由		
備 考		

様式第3号（第10条関係）

五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用変更許可申請書

年 月 日

五島列島ジオパーク推進協議会会長（あて）

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 ⑩
電話番号（ ）

五島列島ジオパーク構想ロゴマークの使用内容を変更したいので、使用規程第10条第1項の規定により申請します。

許可番号	第 号	
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
添付書類		

様式第4号（第10条関係）

五島列島ジオパーク構想ロゴマーク使用内容変更許可・不許可通知書

第 号

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付けで申請のあった五島列島ジオパーク構想ロゴマークの使用内容の変更について、使用規程第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

五島列島ジオパーク推進協議会
会長 野口市太郎

記

使用の許可	許可 ・ 不許可
許可番号	第 号
変更前 (変更内容)	
変更後 (変更内容)	
不許可の場合 の理由	